

第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

3 同法に基づく申請に係る処分に関すること。

別表第3環境生活部水俣病対策課の項第1項部(局)長専決事項の欄に次の1号を加える。

3 同法に規定する障害補償等の区分に関すること。

別表第3環境生活部水俣病対策課の項第1項課長専決事項の欄各号を次のように改める。

1 同法に基づく申請の受理に関すること。

2 同法に基づく申請に係る検診、疫学調査及び病理解剖に関すること。

3 同法に規定する療養費等の給付に関すること。

4 水俣病に係る統計に関すること。

別表第3環境生活部水俣病対策課の項中第2項を削り、第3項を第2項とする。同表同部同課の項第4項分掌事務の欄中「争訟」を「訴訟並びに同法の規定による公害健康被害者の認定に係る異議申立て及び審査請求」に改め、同項部(局)長専決事項の欄第1号を次のように改める。

1 水俣病に係る訴訟並びに同法の規定による公害健康被害者の認定に係る異議申立て及び審査請求に関する事務のうち軽易な事務に関すること。

同項を同表同部同課の項第6項とする。

別表第3環境生活部水俣病対策課の項第2項の次に次のように加える。

3 水俣病研究事業及び水俣病認定申請者治療研究事業に関すること。		1 水俣病認定申請者治療研究事業実施要項の策定に関すること。 2 水俣病認定申請者治療研究事業の対象者等の決定に関すること。	1 水俣病認定申請者治療研究事業の医療費の決定に関すること。 2 水俣病認定申請者医療手帳の変更及び再交付に関すること。
4 水俣病総合対策事業に関すること。		1 医療事業判定検討会の開催に関すること。 2 医療手帳及び保健手帳対象者の決定に関すること。	1 医療手帳及び保健手帳に係る療養費等の給付に関すること。 2 医療手帳及び保健手帳の更新、変更及び再交付等に関すること。 3 健康管理事業の実施に関すること。
5 公害保健福祉事業に関すること。			1 公害保健福祉事業の実施に関すること。 2 特殊寝台の貸付等に関すること。

別表第3環境生活部交通安全・青少年課の項中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次のように加える。

7 安全安心まちづくりに係る施策の企画、総合調整及び推進に関すること。			
-------------------------------------	--	--	--

別表第3農政部農業団体金融課の項第3項知事決裁事項の欄第4号中「第113条の2」を「第143条の2」に改め、同項同欄第5号中「第85条の3第3項」を「第85条の3第1項」に改め、同項部(局)長専決事項の欄第3号中「第107条第3項」を「第107条第4項、第115条第4項、第120条の15第6項及び第120条の23第3項」に、「の地域」を「家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の危険段階」に改め、同項同欄第4号中「第108条第3項、第120条の7第4項及び第120条の15第3項」を「第120条の15第1項及び第3項」に改め、「蚕繭共済、果樹共済及び」を削り、同項同欄第5号中「第48条」の次に「第2項」を加え、同項同欄第6号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改め、「定款」の次に「又は共済規程」を加え、同項同欄第7号中「第46条第3項」を「第46条第2項」に改め、同項同欄第10号を削る。

同表同部農業振興課の項第1項知事決裁事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項部(局)長専決事項の欄第15号を第16号とし、第2号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 農林水産大臣に対する同法第4条、第5条及び第73条の規定による申請に意見を付

すること。

別表第3農政部畜産振興課の項第5項分掌事務の欄中「公害」を「環境対策」に改め、同表同部畜産衛生課の項第5項部（局）長専決事項の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項課長専決事項の欄に次の1号を加える。

3 販売業の許可（更新に係る許可を除く。）をすること。

別表第3土木部土木技術管理室の項第6項分掌事務の欄中「電子計算」を「積算システム、工事進行管理システム及び電子納品」に改める。

同表同部同室の項中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次のように加える。

7 CALS／EC（公共事業支援統合情報システム）に係る施策の企画、調整及び推進にすること。			
--	--	--	--

別表第3土木部河川課の項第7項分掌事務の欄中「、釈迦院ダム建設事務所」を削り、同表同部同課の項中第8項を第9項とし、第7項の次に次のように加える。

8 旧釈迦院ダム予定地域の振興計画にすること。			
-------------------------	--	--	--

別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第9条関係）

局	室	分掌事務	知事決裁事項	局長専決事項	危機管理監専決事項	室長専決事項
総合調整局	危機管理室	1 危機管理に係る調整にすること。			1 危機管理に係る情報収集及び調整にすること。	

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に健康福祉部家庭福祉課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、健康福祉部子ども家庭福祉課に勤務を命ぜられたものとする。

3 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる職又は職務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、それぞれ同表新欄に掲げる職又は職務を命ぜられたものとする。

旧		新	
部	職務	部	職務
総合調整局	危機管理監付兼務	総合調整局	危機管理室兼務
健康福祉部	子育て・介護支援推進課、指導監査課及び生活保護・援護課兼務	健康福祉部	指導監査課及び生活保護・援護課兼務

（熊本県財政健全化対策室設置規程の廃止）

4 熊本県財政健全化対策室設置規程（平成12年熊本県訓令第39号）は、廃止する。

（熊本県文書規程の一部改正）

5 熊本県文書規程（昭和34年熊本県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同規程第5条第8項に規定する危機管理監に係る職務の担当区分、」を削る。

第5条第4項中「（危機管理監を含む。以下この章及び第2章において同じ。）」を削る。

第6条第2項中「、危機管理監の下に置く文書取扱主任については、危機管理監が事務吏員のうちから指定する者」を削り、同条第4項中「（危機管理監の下に置く文書取扱担当者については、危機管理監が庶務関係の事務吏員のうちから指定するもの）」を削る。

第18条第4号中「部長限り」を「部長又は局長限り」に改め、「部長」の次に「又は局長」を加え、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）危機管理監限りで決裁するもの「危機管理監」

第20条中「部内」を「部（局）内」に、「部長」を「部（局）長」に、「部課長」を